

市道民税の申告・ 所得税および復興特別所得税の 確定申告は期間内に

2月16日(木)～3月15日(水)まで

平成28年分以降の申告書の提出の際には「マイナンバー（個人番号）の記載」および「本人確認書類（番号確認・身元確認）の写しの添付」（市道民税の申告には、本人確認書類の原本の提示）が必要です。忘れずにお持ちください。

■お問い合わせ

市道民税に関すること→市民税係⑤4 2 1 2 1

所得税および復興特別所得税に関すること→滝川税務署②2 1 9 1または市民税係⑤4 2 1 2 1

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は、必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。毎年、期限間近は会場がとても込み合います。来場の際は、忘れ物などがないよう記載事項をよくご確認ください。余裕をもってお越しください。

また、市役所での所得税および復興特別所得税の還付申告は1月23日(月)から3月15日(水)までです。（土・日曜日、祝日を除く）

※ 3月5日(日)は市役所でのみ相談・申告の受付を行います

マイナンバー・本人確認書類

市役所で確定申告の手続を行う場合、次の本人確認書類等が必要です。

■本人確認のための必要書類

- ◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、カードの両面の写し
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の本人確認書類（番号確認・身元確認）の写し

番号確認書類	+	身元確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの通知を受けた「通知カード」 ・住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの） <p>などのうちいずれか1点</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 <p>などの顔写真付き身分証明書のうちいずれか1点</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳

■代理人の方が申告をする場合の必要書類

- ◆親族の方が代理申告をする場合は、本人分の上記本人確認書類
- ◆成年被後見人の方が申告する場合は、次の本人確認書類3点
 - ・代理権の確認書類 登記事項証明書の写し
 - ・代理人の身元確認書類 マイナンバーカード（表面）または■の身元確認書類のうちいずれか1点の写し
 - ・本人の番号確認書類 マイナンバーカード（裏面）または■の番号確認書類のうちいずれか1点の写し

■配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合の必要書類

- ◆控除対象配偶者や扶養親族のマイナンバーカード（裏面）または■の番号確認書類等

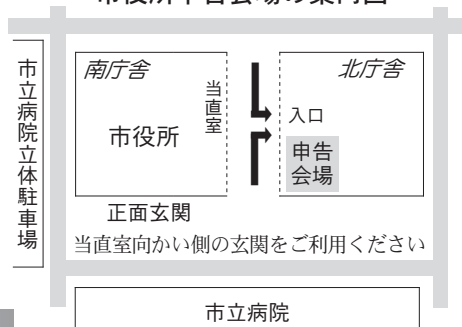
申告期間・受付時間

- ◆ 申告期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く) 還付申告は1月23日(月)から可能です。
- ◆ 受付時間 午前9時～午後5時

申告会場

- ◆ 市道民税 市役所北庁舎1階会議室
- ◆ 所得税および復興特別所得税 滝川税務署 (郵送提出も可能) または市役所北庁舎1階会議室

市役所申告会場の案内図



所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- ◆ 営業(報酬)、不動産(アパート収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入も含む)などの各種所得があった方
 - ◆ 給与収入が2,000万円を超える方
 - ◆ 給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える方(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)
 - ◆ 給与を2か所以上から受けている方
 - ◆ 年末調整を受けていない方(平成28年中に中途退職した方など)
 - ◆ 年金収入が400万円を超える方
 - ◆ 年金以外の所得が20万円を超える方(年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります)
- ※ これらの方々以外でも確定申告が必要な場合があります。また、平成28年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります

市道民税の申告が必要な方

- ◆ 年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方
- ◆ 平成28年中に収入・所得がなかった方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

※ 所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、あらためて市道民税の申告は不要です

申告に必要なもの

- ◆ 印鑑(ゴム印などの変形しやすいものは不可。口座振替による納付を希望される方は、金融機関届出印が必要です)
- ◆ 確定申告書・お知らせはがき(税務署から送られてきている方)
- ◆ 申告する方の金融機関の振込先がわかるもの(還付金の受け取りや口座振替による納付のため)
- ◆ 上記のほか、市道民税の申告の場合は2ページのマイナンバー・本人確認書類の原本、所得税および復興特別所得税の確定申告の場合は2ページのマイナンバー・本人確認書類の写し



その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要です。コピーでの提出は受け付けられませんので、ご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。

- ◆ 給与所得者・公的年金等受給者 受け取ったすべての源泉徴収票
- ◆ 営業などの事業・不動産所得者 収支内訳書（必ず事前に記載してください）
- ◆ 社会保険料（国民健康保険、任意継続保険、国民年金など）、生命保険料、地震保険料、寄付金（控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合）などの控除を受ける方 領収書、証明書
- ◆ 障害者控除を受ける方 障害者手帳など
- ◆ 医療費控除を受ける方 医療費の領収書と明細書、医療費を補てんする保険金等の金額がわかるもの（医療費の明細書は、個人ごと、病院別に合計額を記載してください。様式は申告会場または当市ホームページ申請書ダウンロードから入手できますが、ノートやメモ用紙への記載でも可能です）

医療費の明細書の記載例

平成 28 年分 医療費の明細書					
この明細書は、申告書と一緒に提出してください			住所 砂川市〇条〇丁目〇-〇 氏名 砂川 太郎		
医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
砂川太郎	本人	〇〇病院	診察	15,000円	
砂川花子	妻	××病院	入院	200,000円	120,000円
"	"	△△薬局	処方箋薬	23,000円	
"	"	バス代（往復） 区間〇〇～△△	400円×10回	4,000円	
合 計				242,000円	120,000円

◇ 医療費控除の対象にならないもの（一例）

診断書作成料（文書料）、入院時の病衣（パジャマ）・冷蔵庫・テレビ代のように直接医療に関係のない費用、インフルエンザなどの予防接種代、薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のためのサプリメントの費用など

※ 広報すながわ12月15日号に掲載した「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」は平成29年分の確定申告（申告時期は平成30年）からです。ご注意ください

◆ 住宅借入金等特別控除などを申告する方（新築住宅を建てられた方）

- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・ 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・ 土地の売買契約書の写し（住宅と一緒に敷地を取得した場合等で、敷地購入に係る借入金等がある場合のみ）
- ・ 家屋の登記事項証明書（法務局発行の全部事項証明書）
- ・ 土地の登記事項証明書（住宅と一緒に敷地を取得した場合等で、敷地購入に係る借入金等がある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書）
- ・ 補助金等の額を証明する書類（補助金等の交付を受けた場合）

※ 中古住宅、増改築、認定長期優良住宅、太陽光発電の売電収入がある場合等の提出書類については、滝川税務署へお問い合わせください

確定申告書の用紙は、申告会場に用意してあります。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能です。詳しくは国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp/>」をご覧ください。